

**川崎市地震被害想定調査業務委託 提案公募要領**  
**(公募型プロポーザル方式)**

## 1 目的及び事業内容

この要領は、本業務の委託先を選定するにあたり、関連法制や災害対策全般に関する知識、地域防災計画に関する理解、川崎市に対する知識、被害想定に基づく防災施策の策定段階での構想力・応用力及び業務遂行に対する意欲等を総合的に評価するために必要な事項を定めるものである。

なお、本業務については、契約日から令和9年3月22日までの約1箇年にわたる事業(契約)である。

(本業務の主な内容)

- ・ 地震動等予測(地震動、液状化危険度、急傾斜地崩壊危険度、河川堤防被害)
- ・ 各種被害予測(津波、建物、火災、人的、ライフライン等)
- ・ 災害シナリオの作成支援
- ・ 激甚(最悪)ケースの予測
- ・ 地震防災対策の課題抽出
- ・ 調査結果の市民等への周知

## 2 公募型プロポーザル方式

今回実施する公募型プロポーザル方式とは、国や自治体等が実施する地震被害想定調査業務又は地震防災に関する調査・研究に関する業務等において実績がある者の中から、本業務委託の遂行に係る考え方などについて、各事業者による企画提案を行い、それらの提案を選考基準に基づき評価し、最も優秀な内容を提案した者を選考するものである。

## 3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルへの参加を希望する企業等(以下「提案者」という。)は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「20調査・測定」、種目「99その他調査測定」に登載されている者又は、下記9に定める選考の日までに、同名簿において、上記業種・種目に登載される見込みである者
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (4) 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要なノウハウ、組織、人員、設備等の能力を有していること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 一の企業、団体等が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加したりしないこと。  
なお、特定の親会社によって、会社の財務及び営業又は業務の方針を決定する機関を支配されている子会社については、一の企業とみなす。
- (7) 保有する事業所及びコンピューター等において十分なセキュリティ対策を実施し、当該委託業務に関して入手した情報を外部に漏出させないこと。
- (8) 委託業務に対する配置予定技術者及び受託者においては、次の要件を満たすこと。
  - ア 業務全体に責任を持つ、同種又は類似業務の実績を持つ管理技術者を配置すること。
  - イ 地震防災対策及びその関連法令等に精通した技術者を担当者として配置すること。
  - ウ 地震動予測や被害予測の手法及び実施に精通した技術者を担当者(イの担当者と同一の者でも可とする。)として配置すること。
  - エ アにおける管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績とは、下記に示す「同種業務」又は「類似業務」に対する、管理技術者又は主任技術者として従事した1件

以上の実績若しくは令和2年度以降令和8年1月1日までに完了した業務において、担当技術者として従事した1件以上の実績を指す。

(ア) 同種業務：①地震被害想定調査の実施に関するもの

②地震動予測の実施等に関するもの

(イ) 類似業務：①その他地震被害予測等に関するもの

②地域防災計画（実施要領等含む）の作成に関するもの

③防災に係る調査・研究の実施等に関するもの

オ 上記管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績以外に、企業として実績がある場合は、その旨を明記して記載すること。

#### 4 参加意向申出書の提出

提案者は、次により参加意向申出書（様式1）、確認書（様式2）及び契約実績を証する書類（契約書の写し等）を持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出期間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月3日（火）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出先

「19 担当部署」を参照。

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

- ・参加意向申出書（様式1） 1部
- ・確認書（様式2） 1部
- ・契約実績を証する書類（契約書の写し等） 1部

#### 5 プロポーザルの実施

(1) 提案者は、次に掲げる項目について、提案書を作成し、これを用いたプレゼンテーションにより提案を行う。

テーマ	内容
1 地震防災に関する基本的な考え方	地震防災に関する関係法令等の基礎知識や、近年の大規模な地震の事例などを踏まえた課題認識を含め、国、地方自治体における地震防災施策に関する考え方
2 川崎市勢及び地域防災計画に関する要点の整理	本市の地勢、地域特性、課題等に対する理解、また、川崎市地域防災計画の理解
3 地震動予測に関する提案	本市の地勢、地域特性、課題等を踏まえた、地震動予測に係る手法や検討体制に関する提案
4 被害推計に関する提案	本市の地勢、地域特性、課題等を踏まえた、被害推計作業に係る手法や検討体制に関する提案
5 減災目標の設定に関する考え方	被害予測に基づく減災目標の設定に当たり、本市における具体的かつ効果的な助言・支援に関し、事業者としての考え方
6 組織支援に関する提案	本市の防災対策検討委員会や危機管理推進会議等への協力等に関し、事業者としての考え方
7 調査結果の市民等への周知に関する提案	調査結果を市民等に効果的に周知し、具体的な備えにつなげる取組等の提案

※ なお、提案書の末尾に、本業務に要する経費の見積額を参考として記載すること。

(2) 提案書作成の注意点

ア 提案書は日本工業規格A4縦型（左横書）とする。

イ 上記（1）のテーマごとに作成し、資料や画像を含め、全体で15ページ以内とする。

ウ 文字サイズは10ポイント以上とする。

エ 各ページの上部には、それぞれ「テーマ」「事業者名」を明示するものとする。（別途サブテーマ等を記述することは差し支えない。）

オ 提出部数は、8部とする。なお、正本・副本の区別は不要とする。

カ 提案書の提出は、持参又は郵送（提出先は「19 担当部署」を参照。）により、令和8年3月5日（木）午前8時30分から令和8年3月10日（火）午後5時00分までに提出する。

キ 提出された企画提案書は、川崎市地震被害想定調査業務受託者特定のためのプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）後返却するが、受託候補者に特定された場合は、契約時に必要となるので、事業者において保管をすること。

また、その他の提出書類については、理由の如何にかかわらず、返却しないものとする。

ク 提出書類の作成及び提出に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提案者は、評価委員会において、15分以内で、提案書を使用しながら、各提案者2人以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を10分間行う。なお、提案を行う2人のうち1人は、選考後本件業務を担当する者とする。

(4) 評価委員会の開催概要（予定）

日時 令和8年3月17日（火）

場所 川崎市役所本庁舎6階

備考 モニターの用意はありません。提案書のみを使用するプレゼンテーションとなります。

## 6 参加の辞退

参加意向申出書の提出後、参加の辞退を行う場合は、辞退届（様式4）により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

## 7 評価

(1) 選考は、川崎市地震被害想定調査業務受託者特定のための評価委員会が行う。

(2) 評価委員会は、危機管理本部職員を含め、7人の職員で構成する。

## 8 選考基準

提案に対する評価は、主に本市における地震防災に関する理解度、説明能力、本件業務に対する意欲、提案の的確性等を基準とする。

## 9 選考方法

評価委員会は、別紙選定評価基準を基に、提案者による提案書及びプレゼンテーションの実施により評価し、評価が高い者を受託候補者として選定する。

最も高い合計点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、選定評価基準の「8 コンサルタントの総合評価」が最も高い点数の者を選定するものとする。「8 コンサルタントの総合評価」についても同点となる場合は、評価委員会の審議により選定する。また、合計点が満点の60%に満たない提案者については、受託候補者として特定しないものとする。

## 10 質問の受付

プロポーザルに関する質問については、質問書（様式3）を使用し、原則電子メールにより（送付先は「19 担当部署」を参照。）、令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）午後5時00分まで受け付ける（本市担当者に対し、電話で到着確認を行うこと）。

回答については、質問書の「質問内容の項目・内容」とこれに対する回答を、原則、令和8年2月27日（金）に市のホームページ「川崎市地震被害想定調査業務委託に関する公募型プロポーザルについて」で公開する。

## 11 選考結果の通知

選考の実施後、受託候補者となった者の得点及び自己の得点のみを、各選考の参加事業者に対し、電子メールにて、結果通知書により通知する。

## 12 失格条件

- (1) 選考期間中に指名停止となった場合
- (2) 不正行為が認められた場合

## 13 費用負担

本件プロポーザル（企画提案）に係る費用（人件費・研究費・消耗品費・交通費等）については、参加者の負担とする。

## 14 言語及び通貨

- (1) 本件プロポーザル（企画提案）及び契約に使用する言語は日本語とし、外国語等の資料添付の際は訳文の添付を必要とする。ただし、選考におけるプレゼンテーションの際の資料説明等については、口頭による説明を行う場合この限りではない。
- (2) 本件プロポーザル（企画提案）及び契約に使用する通貨は、日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 15 選考スケジュール

2月17日（火）	案件の公表、電子メールによる質問受付開始
2月24日（火）	質問受付の締切
2月27日（金）	質問に対する回答
3月 3日（火）	参加意向申出書提出の締切
3月 5日（木）	参加資格結果通知書の送付、提案書提出の開始
3月10日（火）	提案書提出の締切
3月17日（火）	選考の実施（提案）
3月25日（水）	受託候補者への結果通知
4月 1日（水）以後	契約手続

## 16 契約及び支払い

本件契約については契約書を必要とする。

なお、受託候補者として選定された事業者に対し、随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行うこととなるが、契約締結に際し、あらためて企画提案の内容を尊重するなど、特記事項を仕様書に設け、見積書の提出を求める場合がある。なお、受託候補者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

### (1) 契約保証金 要

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除とする。

### (2) 前払金 否

### (3) 契約書の作成 要

### (4) 当該発注に関する一切の手続は日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

委託料の支払いについては川崎市と交わす契約書に基づき、業務完了（別途業務完了届の提出を求める。）後に支払うものとする。

#### 17 参考価格

本業務の参考価格は次のとおりとする。  
上限 70,000,000 円（消費税等を含む。）

#### 18 その他

受託決定の効果は、川崎市議会定例会における本件業務委託に係る予算の議決（令和 8 年 3 月頃）を要する。

#### 19 担当部署

〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
川崎市危機管理本部危機管理部計画担当  
電 話 044-200-3134 / F A X 044-200-3972  
E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp  
担 当 小俣・井上